

## 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会積立金規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の財源基盤を強化するために、計画的に行う積立金の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (積立金の種類及び目標額)

第2条 積立金の種類は次のとおりとする。

- (1)財政調整積立金(社協社会福祉事業会計の財源に不足が生じた場合に充てる資金とする。) 目標額は、1億円とする。
- (2)福祉バス積立金(福祉バスの購入に充てる資金とする。) 目標額は、1千万円とする。
- (3)介護保険事業等積立金(介護保険事業及び障害福祉サービス事業の推進及び充実に充てる資金とする。) 目標額は、3千万円とする。
- (4)災害準備積立金(災害発生時に設置する災害ボランティアセンターの運営及び、災害に備えた備品の購入に充てる資金とする。) 目標額は、2百万円とする。
- (5)退職給与積立金(社協嘱託職員の退職給与に充てる資金とする。) 目標額は、対象となる職員の人数及び勤務年数に応じた額とする。

### (積 立)

第3条 積立金の積立ては次に掲げるとおりとする。

- (1)財政調整積立金は、社協社会福祉事業会計の決算剰余金のうち会長が必要と認める額を積み立てることができる。
- (2)福祉バス積立金は、指定寄付金がある場合に積立てることができる。
- (3)介護保険事業等積立金は、介護保険事業及び障害福祉サービス事業の剰余金を積み立てることができる。
- (4)災害準備積立金は、指定寄付金及び筑紫野市からの出資金がある場合に積立てることができる。
- (5)退職給与積立金は、社協社会福祉事業会計収入支出予算に計上する額を積み立てることができる。

### (管 理)

第4条 積立金は、金融機関への預金その他最も安全確実な方法により保管しなければならない。

- 2 積立金に属する現金は、必要に応じ最も安全確実な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 積立金の運用から生ずる収益は、一般会計収入支出予算に計上し、積立金に繰り入れる。

(繰替運用)

第6条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法及び期間を定めて、必要とする会計に繰り替えて運用することができる。

(積立金の処分)

第7条 積立金の処分は、次の各号の一に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 財政調整積立金は、社協事業の健全な運営を行う上で、資金に不足が生じた場合、あるいは生じる可能性がある場合において、その不足額を補うための財源に充てるとき。
- (2) 福祉バス積立金は、福祉バス購入のための財源に充てるとき。
- (3) 介護保険事業等積立金は、介護保険事業及び障害福祉サービス事業の推進及び充実に充てるとき。
- (4) 災害準備積立金は、災害発生時における災害ボランティアセンターの設置及び、運営にかかる財源に充てるとき。また、災害に備えた備品購入の財源に充てるとき。
- (5) 退職給与積立金は、対象となる職員が退職したときに支払う退職給与の財源に充てるとき。

(補足)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会福祉バス基金規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。